

平成30年度税制改正大綱について(6回シリーズの第6回:最終回)

仮想通貨取引に関する所得税の確定申告の方法

今年の税務対策のポイントは、顧問税理士又は【経営相談】

<http://xn--fiqztj72ae5m.net/> 中小企業、Net まで気軽にお問合せください、

著者: (株) I & C・HosBizセンター

会計事務所経営支援推進部長 車田 栄一

第6回(6回シリーズ:最終回) 仮想通貨取引に関する所得税の確定申告の方法

平成30年度税制改正については、前回までで概ね説明が完了しました。

そこで今回は税制改正ではありませんが、今話題の仮想通貨の確定申告について説明いたします。

2月に入り仮想通貨が暴落し騒ぎになっておりますが、去年は大きく値上がりし億単位の利益を上げた「億り人」も出ていたとか聞いています。うらやましい限りですが、そんな人も確定申告を前に納税額の高さに慌てているようです。

1. 仮想通貨と確定申告の関係

仮想通貨の売買で得られた利益は「雑所得」として扱われ、他の雑所得と合算して20万円超であれば確定申告(2/16~3/15の期間内)が必要です。

この「雑所得」はご存知のように総合課税の対象所得になりますので累進課税が適用されます。

このため、最大45%の税率が適用されることから大騒ぎになっているようです。

株式の取引で得た利益は分離課税のため税率20%です。この取り扱いの違いで大きな納税額となるケースがあるのです。

※仮に無申告の場合は無申告加算税や延滞税の対象となり、利益の7~9割が後日徴収される場合があるので注意が必要です。

損益の計算については仮想通貨(ビットコイン、イーサリアム、ライトコイン、ネムリップル等々)を購入し保有しているだけの段階では確定申告の対象とはなりません。

しかし他の通貨(円、ドル、他の仮想通貨等)へ換金し利益が発生すると確定申告が必要

か否かを判断しなくてはなりません。厳密には他の雑所得がある場合は合算して20万円超

の判断が必要ですので、仮想通貨取引で利益が幾らあるのかを把握するのは不可欠といえるでしょう。

また雑所得は5%~45%の累進税率が適用されますので高額な所得が見込まれる場合は有利となる収支計算方法（移動平均法または総平均法）を選択することができます。一般的には移動平均法を用いますが総平均法も選択可能です。ただし、選択した場合一定期間変更できなくなりますので注意が必要です。

Q&A形式で事例を紹介いたします。

Q) 仮想通貨を追加で購入しましたが、取得価額はどのように計算すればよいですか。

(1年間の仮想通貨の取引例)

3月9日 2,000,000 円（支払手数料を含む。）で4ビットコインを購入した。

5月20日 0.2 ビットコイン（支払手数料を含む。）を 110,000 円で売却した。

9月28日 155,000 円の商品購入に 0.3 ビットコイン（支払手数料を含む。）を支払った。

11月2日 他の仮想通貨購入（決済時点における他の仮想通貨の時価 600,000 円）の決済に 1 ビットコイン（支払手数料を含む。）を支払った。

11月30日 1,600,000 円（支払手数料を含む。）で2ビットコインを購入した。

A) 同一の仮想通貨を2回以上にわたって取得した場合の当該仮想通貨の取得価額の算定方法としては、移動平均法を用いるのが相当です（ただし、継続して適用することを要件に、総平均法を用いても差し支えありません。）。

① 移動平均法を用いた場合の1ビットコイン当たりの取得価額

上記（例）の場合の1ビットコイン当たりの取得価額は、次の計算式のとおりです。

3月9日時点で 500,000 円、11月30日時点で 633,334 円です。

○ 3月9日に取得した分の1ビットコイン当たりの取得価額 $2,000,000 \text{ 円} \div 4\text{BTC} = 500,000 \text{ 円/BTC}$

○ 11月30日の購入直前において保有しているビットコインの簿価 $500,000 \text{ 円} \times (4\text{BTC} - 1.5\text{BTC}) = 1,250,000 \text{ 円}$

○ 11月30日の購入直後における1ビットコイン当たりの取得価額 $(1,250,000 \text{ 円} + 1,600,000 \text{ 円}) \div (2.5\text{BTC} + 2\text{BTC}) = 633,334 \text{ 円}$

※ 取得価額の計算上発生する1円未満の端数は、切り上げて差し支えありません。

② 総平均法を用いた場合の1ビットコイン当たりの取得価額

上記（例）の場合の1ビットコイン当たりの取得価額は、次の計算式のとおり 600,000 円です。

$(2,000,000 \text{ 円} + 1,600,000 \text{ 円}) \div (4\text{BTC} + 2\text{BTC}) = 600,000 \text{ 円/BTC}$

2. 仮想通貨取引の種類と計算方法

国税庁が平成 29 年 12 月 1 日に「仮想通貨に関する所得の計算方法について」を指針として公表しました。

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/171127/O1.pdf>

以下のような取引の場合、そこで得た損益を計算し集計します。

- 1 仮想通貨の売却
- 2 仮想通貨での商品の購入
- 3 仮想通貨と仮想通貨の交換
- 4 仮想通貨の取得価額
- 5 仮想通貨の分裂（分岐）
- 6 仮想通貨に関する所得の所得区分
- 7 損失の取扱い
- 8 仮想通貨の証拠金取引
- 9 仮想通貨のマイニング等

Q & A 形式で簡単な事例を紹介いたします。

Q) 保有する仮想通貨を売却（日本円に換金）した際の所得の計算方法を教えてください。

（例）3月 9日 2,000,000 円（支払手数料を含む。）で4ビットコインを購入した。

5月 20 日 0.2 ビットコイン（支払手数料を含む。）を 110,000 円で売却した。

A) 保有する仮想通貨を売却（日本円に換金）した場合、その売却価額と仮想通貨の取得価額との差額が所得金額となります。上記（例）の場合の所得金額は、次の計算式のとおり、10,000 円です。

売却額 110,000 円 − 1BTC 当たりの取得価額 (2,000,000 円 ÷ 4BTC) ×
支払った BTC 0.2 BTC = 所得金額 10,000 円

◆取引回数が多くなればこの計算は大変なものになります。最近では仮想通貨の損益計算を行うシステムが出ていますので、これらを利用するとよいでしょう。

◆システムをご検討の方は、ご紹介しますのでお問合せください。

今回で私の担当する平成30年度税制改正シリーズは終了いたします。お読みいただいた方はお疲れになったことと思います。

また、新たなシリーズでお目にかかりたく存じます。その時はもっと柔らかいテーマにしたいと思います。よろしく申し上げます。

詳細は以下のサイトで確認ください。

◆税法適用のメリットについてのご相談は、

【経営相談】 <http://xn--fiqzti72ae5m.net/> 中小企業. Net

財務省

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2018/20171222taikou.pdf#search=%27%E5%B9%B3%E6%88%90%EF%BC%93%EF%BC%90%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E7%A8%8E%E5%88%B6%E6%94%B9%E6%AD%A3%27

経済産業省

http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2018/zeisei_k/index.html

中小企業庁

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2017/171225zeiritu.htm>

最後になりましたが、今年一年が皆様方にとって最良の年になりますことを心よりお祈り申し上げます。

===== お知らせ =====

■ボード型マネジメントゲーム：経営特くんゲーム リニューアルのオープン！！ 予告■
61回の開催実績を持つ「経営特くんゲーム」のトライアルコース、インストラクターコース

今回構成内容を一新して再開します。

<対象者> インストラクターを目指す方。中小企業でOJT。税理士・診断士等で普及を目指す方。経営支援メニューをパワーアップしたい方。

◆◆◆◆本格的な経営特くんゲームを体感できます。◆◆◆◆◆◆◆◆

電卓およびPC機を持参ください。（エクセルによる自動決算を行うため）

・認定インストラクターとなって、Hosbizよりインストラクターの受託ができ、
経営特くんゲームを普及できる方

インストラクター養成コース・トライアルゲーム 10:00～17:00（1日コース）

- 1) 第63回 平成18年02月24日(土)
- 2) 第64回 平成18年03月24日(土)
- 3) 第65回 平成18年04月21日(土)

◆詳しい実施要領は、次号以降にご案内します。

●参加費用 1,000 円（資料代）

●開催場所「経営特訓道場」

JR 駒込駅南口 徒歩7分 東京メトロ南北線駒込駅 1 番出口 徒歩6分

●認定インストラクター登録後は、基本ルールを守りながら、自主的に講座を開設できます。
（料金・ローカルルールを裁量で決める）

Hosbiz が講座の運営を支援します。

アマゾンから出版！！（定価 800 円（税別））

「世のため人のため」経国済民のイノベーション

◆◆◆ 理念経営のすすめ方 改訂版 /アマゾン版 ◆◆◆

「清貧」の時代から「清豊」の時代へ

中小企業で働く人々が幸せないと、日本は良くならない。

中小企業ファースト！

中小企業家、経営支援家、クリエイター、ライトワーカーのための
ワクワクする生き方ガイダンス

著者 43年間倒産ゼロの実績を持つ経営支援家

Captain 平本 靖夫

=====

MSDN セミナー（詳細は下記の URL からチラシを参照ください）

◆ 講話 ◆ 理念経営のすすめ方の基本理念を解説（10回シリーズ：月に1回）。

あなたの魂に呼びかけます。私たちの存在理念は何か？ 生まれ来た意義は？

◆ 講師 ◆ 著者の Captain 平本 靖夫

・日時；第3回 2018年3月15日（木） 16時～18時。その後懇親会にて

交流（別料金）

- ・場所： 中小企業マスタースクラブ 研修室
160-0004 東京都新宿区四谷3-1-11 山一ビル 6F
丸の内線 四谷3丁目 2番出口 地図は下記のUEL 参照ください。

URL ; http://keiei-tokkunshi.jp/data/mls723/pdf_1_129.pdf

- ・参加費：1回当たり1,000円（税込み）、☆教本はアマゾンで購入してください

・日程（毎月 第3木曜日）

- 第3回 2018年3月15日（木） 心と経営
- 第4回 2018年4月19日（木） ニューリーダーの条件
- 第5回 2018年5月17日（木） 企業の進化・発展・持続と理念経営
- 第6回 2018年6月21日（木） コマ型企業論と理念経営
- 第7回 2018年7月19日（木） 企業進化論と理念経営
- 第8回 2018年8月16日（木） 経営計画の構造と基本手順
- 第9回 2018年9月20日（木） 理念経営を体得する

◆2018年10月19日（金） 第5回 Next30 ビジネス交流発表大会

- 第10回 2018年11月15日（木） 人類の総意が世界の未来を拓く

下記の案内兼申し込み用紙に必要事項を記入の上、FAXにてお申し込み下さい。

URL ; http://keiei-tokkunshi.jp/data/mls723/pdf_1_128.pdf

経営環境の創出・適応して「安心・安全」の企業経営ができる、お役に立ちますように
「中堅・中小企業“かかりつけ医”ネットワーク=MSDN」を構築推進しております。

◆企業経営の「安心」とは、いつでも経営者が使えるキャッシュが手許にあることです。
「安全」とは、企業経営のカジ取り（行き先・アクセル・ブレーキ）を、先を見通した
マネジメント会計情報（注）をもとに、行うことです。

（注）経営者の意思決定に役立ち、キャッシュフローを「安心」の状態に保ち、収益力を
高めるための、部門別（部署別・商品別・得意先別・仕入先別等）の管理会計のこと
です。税務会計との違いは、税務会計は過去の実績にもとづく納税計算が目的なのに
対して、マネジメント会計は、現在・未来を見通して刻々と（即時に）経営情報を
経営者に提供して、未来のビジネスチャンスの獲得やリスクに備えることができる点
です。ライバルに差をつけるには、体得することがNO1になる条件であります。

=====

◆経営相談は

<http://xn--fiqztj72ae5m.net/> 中小企業. Net

の「お問合せ」を開き、必要事項をご記入のうえ、送信してください。

=====

一般社団法人 経営特訓士協会（略称：KTGA）

URL <http://keiei-tokkunshi.jp/?mail>

アドレス：happy@keiei-tokkunshi.jp

発行責任者： 理事長 平本 靖夫、 編集長：石川 昌平

配信解除URL：配信停止をご希望の際は、以下のアドレスをクリックしてください。

<https://1lejend.com/stepmail/delf.php?no=300444>